

職員の身分の在り方等

統計センターの組織・業務の見直しを行い、併せて統計センター業務を国家公務員の身分を有しない者が行う場合の具体的な課題等について検討を進める必要がある。

1 現状

統計センターは、国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして、平成15年4月、国の行政機関から特定独立行政法人へと移行した。

独立行政法人統計センターの中期目標の期間
平成15年4月1日から平成20年3月31日までの5年間

独立行政法人通則法では、独立行政法人を所管する主務大臣は、独立行政法人の中期目標期間の終了時に、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方、その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとされている。また、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができることとされている。

これまで、国の行政機関から移行した独立行政法人のうち56法人について見直しが行われ、特定独立行政法人51法人のうち以下を除く全てが非公務員型（一部廃止）の独立行政法人となった。

- ・ 国立公文書館(内閣府)
 - ・ 駐留軍等労働者労務管理機構（内閣府）
 - ・ 製品評価技術基盤機構（経済産業省）
 - ・ 農林水産消費技術センター（農林水産省）
 - ・ 肥飼料検査所（農林水産省）
 - ・ 農薬検査所（農林水産省）
- } 統合

なお、平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」では、特定独立行政法人の公務員（7.1万人）について、独立行政法人を国家公務員の身分を有しない者が担う場合の問題点が明確でないものは全て非公務員化するものとされ、18年度の見直しについては、18年度に中期目標期間が終了する独立行政法人（9法人）に加え、平成19年度末に中期目標期間が終了する（31法人）についても業務・組織全般の見直しの検討に着手し、相当数について結論を得ることとされている。（別紙（行政減量・効率化有識者会議 第1回会議資料から抜粋））

2 取組

今後、独立行政法人統計センターは積極的に組織・業務の見直しを行うとともに、業務を国家公務員の身分を有しない者が行う場合の具体的な課題等についても検討を行う。

(参考)

特定独立行政法人とは

「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

統計センターを特定独立行政法人とする理由

統計センターが製表を担う統計調査の中核は、総務省統計局が行う「国勢の基本に関する統計調査」であり、具体的には、「法定人口」として議員定数や選挙区画定、地方交付税の算定などに用いられる国勢調査や、毎月閣議に報告の上公表され、景気・雇用対策の企画立案や金融市場の運営に密接に関わる失業率や消費者物価指数など、最も基幹的かつ重要なものである。

したがって、我が国の基幹的統計調査の集計を担う統計センターの事務は、極めて重要かつ公共性を有するものであり、その業務の停滞は国民生活及び社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすことから、争議行為の禁止等について法的に位置づけることが必要であり、統計センターの役員及び職員には、国家公務員としての服務規律を課する等の必要がある。

平成18年度において見直し対象となりうる法人

〔平成18、19年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人及び平成20年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人のうち融資業務等を行う独立行政法人〕注1

主務府省	法人名	目標終了年度	主な業務	常勤職員数(人)注2	H17予算額(億円)注3		
					運営費交付金	その他の補助金等	
内閣府	北方領土問題対策協会:注4	19	・北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について国民世論の啓発 ・北方地域旧漁業権者等に対する援護措置としての資金の融通	19	9	7	2
	国民生活センター	19	・国民生活の改善に関する情報の提供	115	35	32	-
総務省	統計センター:注5,注6	19	・国勢調査等の製表	929	101	101	-
	平和祈念事業特別基金	19	・関係者の戦争犠牲による労苦に関する資料の収集、保管及び展示	19	19	10	-
外務省	国際協力機構	18	・国際約束に基づく開発途上地域への技術協力の実施及び無償資金協力の実施の促進 ・開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の推進 ・開発投融資事業(平成13年度末に新規案件採択終了)及び移住融資事業(平成17年度末に新規貸付け廃止予定)	1,329	1,689	1,601	42
	国際交流基金	18	・国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい ・海外における日本研究に対する援助及びあっせん、日本語の普及 ・国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん	222	171	137	-
財務省	造幣局	19	・貨幣の製造、販売及び鋳つぶし ・勲章、褒章等の製造	1,171	272	-	-
	国立印刷局	19	・銀行券の製造 ・官報の編集及び印刷	5,378	946	-	-
	通関情報処理センター	19	・国際貨物業務を処理するための通関情報処理システムの管理及び運営	124	118	-	-
	日本万国博覧会記念機構	19	・日本万国博覧会跡地を緑に包まれた文化公園として整備及び運営 ・日本万国博覧会記念基金の管理及び運用	50	44	-	-
文部科学省	教員研修センター	18	・学校教育関係職員に対する研修	52	23	20	2
	科学技術振興機構	18	・新技術の創出に資する研究及び企業化に向けた開発 ・科学技術に関する情報の流通促進・研究開発の交流支援 ・科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	475	1,125	996	15
	日本私立学校振興・共済事業団:注7	19	・私立大学等経常費補助金の学校法人への交付 ・学校法人等に対する施設整備等に必要資金の貸付け ・私立学校教職員共済法の規程に基づく共済事業	1,255	13,590	-	3,261
	宇宙航空研究開発機構	19	・宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究開発 ・人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用	1,679	2,251	1,314	922
	日本スポーツ振興センター	19	・スポーツ施設の設置及び運営 ・スポーツ振興のために必要な援助	385	470	50	32
	日本芸術文化振興会	19	・芸術家及び芸術に関する団体が行う公演等の活動に対する資金の支給 ・伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修 ・伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究	321	174	121	6
	日本学術振興会	19	・学術研究に関する必要助成 ・研究者の海外派遣及び受入れ	99	1,310	297	1,008
	理化学研究所	19	・科学技術に関する試験及び研究	2,825	868	711	48
	日本学生支援機構	20	・経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対する学資の貸与	532	8,574	227	1,151
国立大学財務・経営センター	20	・国立大学法人等に対する施設整備等のための資金の交付及び貸付け ・国立大学法人等の財産の有効活用に関する協力及び助言	26	1,950	6	-	
厚生労働省:注8	労働政策研究・研修機構	18	・内外の労働に関する事情及び労働政策についての調査研究 ・厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他関係者への研修	137	36	34	1
	福祉医療機構	19	・社会福祉事業施設及び病院等の設置等に必要資金の貸付け ・社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当共済事業	252	1,980	51	376
	雇用・能力開発機構	19	・雇用管理の改善に対する援助及び公共職業能力開発施設の設置・運営 ・財形貯蓄を行っている勤労者に対し、事業主等を通じた住宅資金及び教育資金の融資 ・経済的理由により公共職業訓練の受講が困難な訓練生に対する資金の貸付け	4,386	7,188	904	637
	勤労者退職金共済機構	19	・退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ・共済契約者等に対する従業員の福祉を増進するために必要な労働者住宅等の設置又は整備に要する資金の貸付け(平成14年11月に新規貸付け廃止)	270	4,948	39	81

主務府省	法人名	目標終了年度	主な業務	常勤職員数(人)注2	H17予算額(億円)注3		
					運営費交付金	その他の補助金等	
厚生労働省	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	19	・重度の知的障害者に対する自立のための支援を提供する施設の設置及び運営 ・知的障害者の自立と社会経済活動への参加促進のための支援方法に関する調査研究	305	46	27	1
	高齢・障害者雇用支援機構	19	・高齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主及び団体に対する給付金の支給 ・障害者職業センターの設置及び運営	708	939	187	523
農林水産省	農林漁業信用基金	19	・農林漁業者の経営に必要な資金借入に係る保証及び保険 ・農業信用基金協会及び漁業信用基金協会に対する同協会が行う保証業務の充実のために必要な資金の貸付け	123	2,446	-	27
	農業者年金基金	19	・農業者年金事業の実施 ・農業者に対する農地等の買入に必要な資金の貸付け(平成14年1月に新規貸付け廃止)	82	1,943	41	1,516
	農畜産業振興機構	19	・畜産物価格安定業務、野菜生産出荷安定業務、砂糖価格調整業務、生糸輸入調整業務 ・乳業者等に係る債務保証及び畜産団体に対する出資(平成15年10月の独法化をもって債務保証及び新規出資廃止)	208	3,373	24	1,418
	緑資源機構	19	・森林資源を開発するために必要な林道の開設及び改良 ・水源をかん養するために必要な森林の造成及び農用地、土地改良施設等の整備 ・特定森林総合利用基盤整備事業、農業農村整備事業に対する貸付け(平成15年10月の独法化をもって新規貸付け廃止)	756	1,049	-	588
経済産業省	日本貿易振興機構	18	・貿易に関する調査及び成果の普及 ・貿易取引のあっせん ・民間事業者等の行う貿易振興業務に対する貸付け(平成15年10月の独法化をもって新規貸付け廃止)	1,645	420	245	107
	原子力安全基盤機構	18	・原子力施設及び原子炉施設に関する検査 ・原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価	433	266	237	5
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	19	・産業技術・新エネルギー及び省エネルギー技術に関する研究開発 ・新エネルギー利用事業に必要な資金借入に係る債務保証	1,256	2,866	1,722	654
	情報処理推進機構	19	・プログラムの開発及び普及 ・プログラム開発等に必要な資金借入に係る債務保証 ・情報関連人材育成及び情報処理技術者試験	210	136	53	12
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	19	・石油等及び金属鉱物の探鉱等に必要資金の出資、融資及び債務保証 ・石油等及び金属鉱物の探鉱等に必要調査・研究 ・石油及び金属鉱物産物の備蓄	541	10,288	395	2,297
	中小企業基盤整備機構	20	・中小企業者等の事業活動に必要な助言及び研修 ・中小企業者等に対して貸付けを行う都道府県への資金供給 ・小規模企業共済事業の実施	839	13,484	223	40
	自動車事故対策機構	18	・運行管理者等に対する指導講習及び自動車の運転者に対する適性診断 ・療護センターの設置及び運営並びに重度後遺障害者に対する介護料の支給 ・交通遺児等に対する生活資金等の貸付け	326	149	90	41
国土交通省	自動車検査	18	・自動車が保安基準に適合するかどうかの審査	874	118	89	21
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	19	・鉄道等の建設及び大規模な改良 ・内航海運活性化のための資金の融資 ・高度船舶技術に係る試験研究に対する利子補給	1,861	20,251	8	1,798
	国際観光振興機構	19	・海外における観光宣伝 ・外国人観光旅客に対する観光案内	102	40	23	-
	水資源機構	19	・水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理	1,739	2,910	-	679
	空港周辺整備機構	19	・緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡	94	215	-	29
	海上災害防止センター	19	・海上防災のための措置 ・海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有及び供用 ・海上防災のための措置に関する訓練	29	20	-	-
	奄美群島振興開発基金注9	20	・奄美群島内の中小規模事業者の事業活動に必要な債務の保証及び事業資金の貸付け	20	44	-	3

注1: 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、平成18年度においては、平成18年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人に加え、平成19年度末に中期目標期間が終了する法人についても、見直しの検討に着手し、相当数について結論を得ることとされている。また、融資業務等を行う独立行政法人については、平成20年度末に中期目標期間が終了する法人も含め、平成18年度中に政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた融資業務等の見直しを行い、結論を得ることとされている。

注2: 常勤職員数は平成17年1月現在。

注3: H17予算額は支出予算額(「その他の補助金等」は国の財源措置から運営費交付金を除いたもの)。

注4: 青色の欄の法人は、政策金融類似業務を行う独立行政法人。

注5: の付いた法人は、役職員に国家公務員の身分を与える独立行政法人(特定独法)。

注6: 下線の付いた法人は、国の機関等から独立行政法人へ移行したもの(先行独法)、その他は特殊法人等から独立行政法人へ移行したもの(移行独法)。

注7: 日本私立学校振興・共済事業団においては、一部業務に関して独立行政法人通則法の規定を準用しており、平成19年度末に中期目標期間が終了。

注8: 厚生労働省所管の医薬品医療機器総合機構については、民間の医薬品技術研究への出資・貸付け業務を行っていたが、平成15年度をもって終了し、同業務に係る管理業務を平成17年4月より(独)医薬基盤研究所に移管(同研究所の中期目標見直し期限は平成21年度末)。

注9: 奄美群島振興開発基金は、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づき設立されており、同法の期限は平成20年度末となっている。